

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

作物統計調査の作況調査の野菜調査(以下「本調査」という。)として実施したものであり、野菜の作付面積、収穫量、出荷量等の現状とその動向を明らかにし、食料・農業・農村基本計画における野菜を安定的に供給するための生産努力目標の策定並びにその達成に向けた生産対策及び需給調整・流通改善対策の推進並びに農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく畑作物共済事業の適正な運営等のための資料を整備することを目的としている。

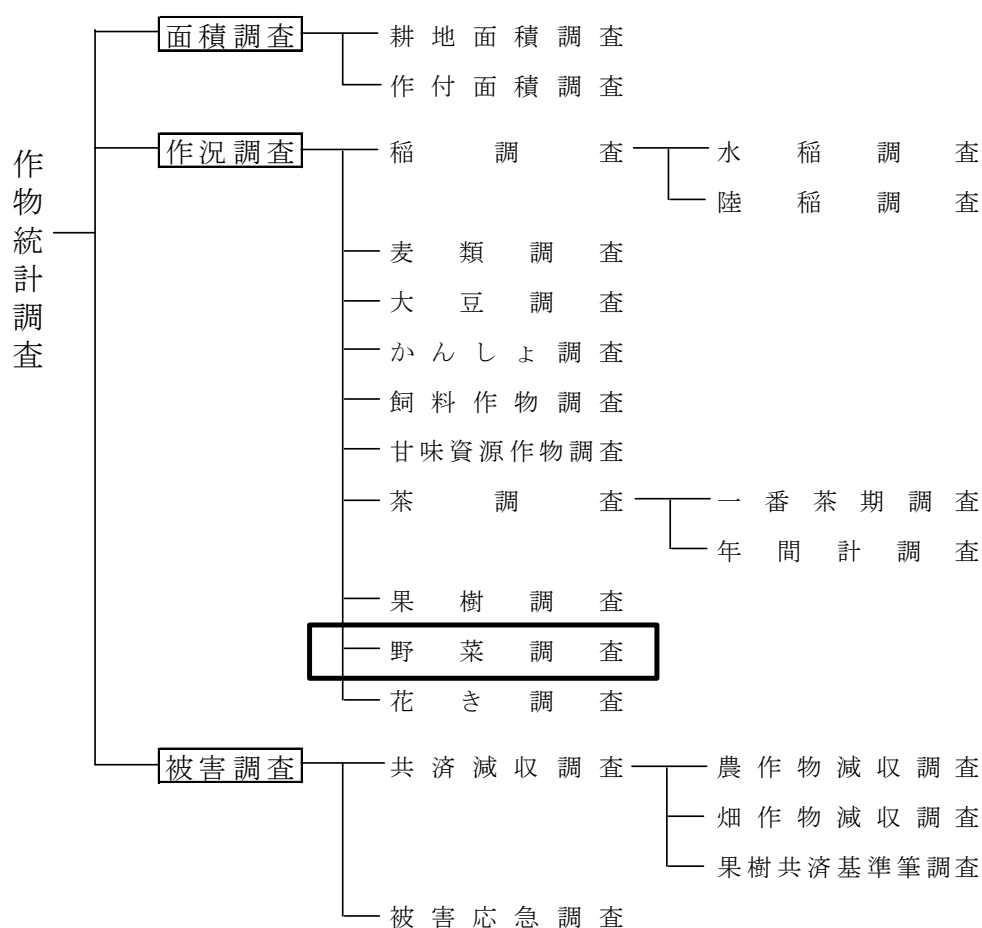
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

(4) 調査の体系



(5) 調査の範囲

平成28年産については、全国調査として全ての都道府県を対象としている。

なお、本調査は3年ごとに全国調査を実施し、中間年にあつては、調査品目ごとに直近の全国調査年における出荷量の全国値のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、野菜指定産地の面積要

件を満たす区域を含む都道府県、調査対象品目に係る畑作物共済事業を実施する都道府県及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県を調査の範囲（主産県）としている。

(6) 調査対象者の選定

ア 関係団体調査（全数調査）

調査対象品目を取り扱っている農協等及び野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第10条第1項に規定する登録生産者とした。

イ 標本経営体調査（標本調査）

2015年農林業センサスにおいて調査対象品目を販売目的で作付けした農林業経営体から無作為に抽出（母集団名簿を作付面積の昇順に並べ替え、設定した標本の大きさに応じて等間隔に抽出する方法（系統抽出法）により抽出）した。

(7) 調査対象者数

	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効 回収数 ②	有効 回収率 ③=②/①	母集団 の大きさ ④	標本の 大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効 回収数 ⑦	有効 回収率 ⑧=⑦/⑤
	団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%
指定野菜のうち、春植えばれいしょ	646	513	79.4	66,871	4,227	6.3	2,386	56.4
指定野菜のうち、春野菜、夏秋野菜及びたまねぎ	1,493	1,347	90.2	880,723	13,616	1.5	6,292	46.2
指定野菜のうち、秋冬野菜及びほうれんそう並びに指定野菜に準ずる野菜	1,572	1,390	88.4	1,011,696	13,916	1.4	6,918	49.7

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、当年産において作付けがなかった標本経営体等を除いた数である。

(8) 調査期日

収穫・出荷終了時

(9) 調査品目（41品目）

ア 指定野菜（14品目）

類 別	品 目
根 菜 類	だいこん、にんじん、ばれいしょ（じゃがいも）、さといも
葉 茎 菜 類	はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ
果 菜 類	きゅうり、なす、トマト、ピーマン

イ 指定野菜に準ずる野菜（27品目）

類 別	品 目
根 菜 類	かぶ、ごぼう、れんこん、やまのいも
葉 茎 菜 類	こまつな、ちんげんさい、ふき、みつば、しゅんぎく、みずな、セルリー、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、にら、にんにく
果 菜 類	かぼちゃ、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、グリーンピース、そらまめ（乾燥したものを除く。）、えだまめ
香 辛 野 菜	しょうが
果実的野菜	いちご、メロン（温室メロンを含む。）、すいか

(10) 調査事項

調査品目別及び季節区分別の作付面積、収穫量、出荷量及び用途別出荷量（指定野菜に限る。）を調査した。

(11) 調査・集計方法

作付面積の集計は、関係団体調査結果を基に行っており、職員又は統計調査員による巡回・見積りにより補完している。

収穫量の集計は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から得られた作付面積、収穫量及び出荷量を基に算出した10 a 当たり収量（関係団体調査においては、標本経営体調査結果による自家消費等の量を勘案して算出）を必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集の結果により補完し、これに作付面積を乗じて算出している。なお、調査結果により算出した各都道府県の10 a 当たり収量は、調査対象品目について関係団体取扱数量の割合がおおむね80%以上の場合は関係団体調査結果を、おおむね80%未満の場合は関係団体調査結果と標本経営体調査結果の数値を比較検証の上、採用している。

出荷量の集計は、関係団体調査結果から得られた出荷量及び標本経営体調査結果から得られた出荷率等を基に算出している。

ア 関係団体調査結果による10 a 当たり収量の推定

$$\bar{X} = \frac{Y}{Z} + \frac{Y}{Z} \times \frac{w}{v}$$

$\bar{X}$: 10 a 当たり収量の推定値

Y : 団体調査による出荷量

Z : 団体調査による作付面積

v : 標本経営体調査による出荷量

w : 標本経営体調査による自家消費等の量

$$Y = \sum_{i=1}^n Y_i \quad Z = \sum_{i=1}^n Z_i$$

n : 集出荷団体等の調査対象数（集計に用いたもの）

Y_i : i 番目の団体の調査対象品目の出荷量（調査結果）

Z_i : i 番目の団体の調査対象品目の出荷量に要した作付面積（調査結果）

$$v = \sum_{j=1}^m v_j \quad w = \sum_{j=1}^m w_j$$

m : 標本経営体数（集計に用いたもの）

v_j : j 番目の経営体の調査対象品目の出荷量（調査結果）

w_j : j 番目の経営体の調査対象の自家消費等の量（調査結果）

イ 標本経営体調査結果による10 a 当たり収量の推定

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n y_i}{\sum_{i=1}^n z_i}$$

$\bar{x}$: 10 a 当たり収量の推定値

n : 標本経営体数（集計に用いたもの）

y_i : i 番目の経営体の調査対象品目の収穫量（調査結果）

z_i : i 番目の経営体の調査対象品目の作付面積（調査結果）

(12) 市町村別の作付面積、収穫量及び出荷量

指定野菜（14品目）のうち野菜指定産地に包括されている市町村及びばれいしょのうち北海道の全市町村について表章した。

(13) 目標精度

本調査において、目標精度は設定していない。

2 用語の説明

(1) 作付面積

は種又は植付けをしたもののうち、発芽し、又は定着した延べ面積をいう。

また、温室、ハウス等の施設に作付けされている場合の作付面積は、作物の栽培に直接必要な土地を含めた利用面積とした。したがって、温室・ハウス等の施設間の通路等は施設の管理に必要な土地であり、作物の栽培には直接的に必要な土地とみなされないことから作付面積には含めていない。

なお、れんこん、ふき、みつば、アスパラガス及びにらの作付面積は、株養成期間又は育苗中で、は種又は植付けをしたその年に収穫がない面積を除いた。

(2) 10 a 当たり収量

実際に収穫された10 a 当たりの収穫量をいう。

(3) 収穫量

収穫したもののうち、生食用又は加工用として流通する基準を満たすものの重量をいう。

また、収穫量の計量形態は、出荷の関連から出荷形態による重量とした。例えば、だいこんの出荷形態が葉付きの場合は、収穫量も葉付きで、えだまめの出荷形態が枝付きの場合は、収穫量も枝付きで計上した。

なお、野菜需給均衡総合推進対策事業及び都道府県等が独自に実施した需給調整事業により産地廃棄された量は、収穫量に含めたが出荷量には含めていない。

(4) 出荷量

収穫量から生産者が自家消費した量、生産物を贈与した量、収穫後の減耗量及び種子用又は飼料用として販売した量を差し引いた重量をいう。

また、出荷量の計量形態は、集出荷団体等の送り状の控え又は出荷台帳に記入された出荷時点における出荷荷姿の表示数量（レッテルの表示量目）を計上した。したがって、入目量は含めていない。

(5) 生食向け出荷、加工向け出荷及び業務用向け出荷

用途別出荷量については、調査時における仕向けにより区分した。

ア 「生食向け出荷」とは、生食用として出荷したものをいう。

なお、生食向け出荷量は、(4)の出荷量からイの加工向け及びウの業務用向け（ばれいしょを除く。）の出荷量を差し引いた重量である。

イ 「加工向け出荷」とは、加工場又は加工する目的の業者に出荷したもの及び加工されることが明らかなものをいう。この場合、長期保存に供する冷凍用は加工向けに含めた。

ウ 「業務用向け出荷」とは、学校給食、レストラン等の外・中食業者へ出荷したものをいう。

(6) 指定野菜

野菜生産出荷安定法第2条に規定する「消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの」をいう。

具体的には、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第1条に掲げる次の品目をいう。

キャベツ（春キャベツ、夏秋キャベツ及び冬キャベツ）、きゅうり（冬春きゅうり及び夏秋きゅうり）、さといも（秋冬さといも）、だいこん（春だいこん、夏だいこん及び秋冬だいこん）、トマト（冬春トマト及び夏秋トマト）、なす（冬春なす及び夏秋なす）、にんじん（春夏にんじん、秋にんじん及び冬にんじん）、ねぎ（春ねぎ、夏ねぎ及び秋冬ねぎ）、はくさい（春はくさい、夏はくさい及び秋冬はくさい）、ピーマン（冬春ピーマン及び夏秋ピーマン）、レタス（春レタス、夏秋レタス及び冬レタス）、たまねぎ、ばれいしょ及びほうれんそう

(7) 指定野菜に準ずる野菜

本調査における「指定野菜に準ずる野菜」とは、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第8条に掲げる品目のうち次に掲げるものをいう。

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ（乾燥したものを除く。）、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（温室メロンを除く。）、やまのいも及びれんこん

(8) 年産区分及び季節区分(別表「品目別年産区分・季節区分一覧表」参照)

ア 年産区分

原則として、春、夏、秋、冬の4季節区分（収穫・出荷時期区分）を合計して1年産として取り扱った。

なお、この基準に合わない品目については、主な作型と主たる出荷期間により年産を区分した。

イ 季節区分

年間を通じて栽培される品目については、産地、作型によって特定期間に出荷が集中するので、これらを考慮し、主たる出荷期間により季節区分を設定した。

具体的には、野菜生産出荷安定法施行令第1条に定められた区分である。

(9) 野菜指定産地

野菜生産出荷安定法第4条の規定に基づき農林水産大臣が指定し告示した産地をいう（平成28年5月9日農林水産省告示第1161号）。

(10) 集出荷団体

生産者から青果物販売の委託を受けて青果物を出荷する総合農協、専門農協又は有志で組織する任意組合をいう。

3 利用上の注意

(1) 品目の見直し

野菜生産出荷安定法施行規則の改正に伴い、平成22年産から葉茎菜類1品目（みずな）を調査品目に追加した。

平成24年産までさやえんどうに含めていたグリーンピースを、平成25年産からさやえんどうと区分して調査した。

(2) 全国農業地域の区分とその範囲

本書に掲載した統計の全国農業地域等の区分とその範囲は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
東 北 農 政 局 北 陸 農 政 局 関 東 農 政 局 東 海 農 政 局 近 畿 農 政 局 中国四国農政局 九 州 農 政 局	アの東北の所属都道府県名と同じ。 アの北陸の所属都道府県名と同じ。 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 岐阜、愛知、三重 アの近畿の所属都道府県名と同じ。 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知 アの九州の所属都道府県名と同じ。

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

(3) 統計数値の四捨五入について

本書に掲載した統計数値は、各表示単位（ha、kg、t）に基づき次の方法により四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		7 桁以上 (100万以上)	6 桁 (10万)	5 桁 (万)	4 桁 (1,000)	3 桁以下 (100以下)
四捨五入する桁(下から)		3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入 しな い
例	四捨五入する前(原数)	1, 234, 567	123, 456	12, 345	1, 234	123
	四捨五入した数値(統計数値)	1, 235, 000	123, 500	12, 300	1, 230	123

(4) 「(参考) 対平均収量比」について

統計表の「(参考) 対平均収量比」とは、10 a 当たり平均収量（原則として、直近 7 か年のうち最高及び最低を除いた 5 か年の平均値）に対する当年産の 10 a 当たり収量の比率である。

なお、10 a 当たり平均収量について、直近 7 か年の実収量のデータが得られない場合は次の方法により作成するものとし、3 か年分の実収量のデータが得られない場合は作成していない。

ア 6 年分の実収量のデータが得られた場合は、最高及び最低を除いた 4 か年の平均値

イ 5 年分の実収量のデータが得られた場合は、最高及び最低を除いた 3 か年の平均値

ウ 3 年又は 4 年分の実収量のデータが得られた場合は、それらの単純平均

(5) この統計表で使用した記号は、次のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの（例：0.4ha → 0 ha）

「－」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「nc」： 計算不能

(6) 秘匿方法について

統計調査結果について、生産者数が 2 以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(7) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「野菜生産出荷統計」（農林水産省）による旨を記載してください。

- (8) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「野菜」の「作況調査（野菜）」で御覧いただけます。

【http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/index.html#r】

4 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班
電話（代表） 03-3502-8111 内線 3680
（直通） 03-6744-2044
FAX 03-5511-8771

別表

品目別年産区分・季節区分一覧表

類別	品目名	年産区分 (主たる収穫・出荷期間)	季 節 区 分		備 考
			季節区分名	(主たる収穫・出荷期間)	
根 菜 類	だいこん	平成 平成 28年4月～29年3月	春 夏 秋冬	4月～6月 7月～9月 10月～3月	
	かぶ	27年9月～28年8月	—	—	
	にんじん	28年4月～29年3月	春夏 秋 冬	4月～7月 8月～10月 11月～3月	
	ごぼう	28年4月～29年3月	—	—	
	れんこん	28年4月～29年3月	—	—	
	ばれいしょ (じゃがいも)	28年4月～29年3月	春植え 〃 秋植え	都府県産 4月～8月 北海道産 9月～10月 11月～3月	
	さといも	28年4月～29年3月	秋冬 その他	6月～3月 4月～5月	
	やまのいも	28年4月～29年3月	—	—	
	はくさい	28年4月～29年3月	春 夏 秋冬	4月～6月 7月～9月 10月～3月	
	こまつな	28年1月～28年12月	—	—	
葉 菜 類	キャベツ	28年4月～29年3月	春 夏秋 冬	4月～6月 7月～10月 11月～3月	
	ちんげんさい	28年1月～28年12月	—	—	
	ほうれんそう	28年4月～29年3月	—	—	
	ふき	28年1月～28年12月	—	—	
	みつば	28年1月～28年12月	—	—	
	しゅんぎく	28年1月～28年12月	—	—	
	みずな	28年1月～28年12月	—	—	
	セルリー	28年1月～28年12月	—	—	
	アスパラガス	28年1月～28年12月	—	—	
	カリフラワー	28年4月～29年3月	—	—	
菜 類	ブロッコリー	28年4月～29年3月	—	—	
	レタス	28年4月～29年3月	春 夏秋 冬	4月～5月 6月～10月 11月～3月	レタスには、サラダ菜を含む。
	ねぎ	28年4月～29年3月	春 夏 秋冬	4月～6月 7月～9月 10月～3月	
	にら	28年1月～28年12月	—	—	
	たまねぎ	28年4月～29年3月	—	都府県産 4月～3月 北海道産 8月～3月	
	にんにく	28年1月～28年12月	—	—	
	きゅうり	27年12月～28年11月	冬春 夏秋	12月～6月 7月～11月	
	かぼちゃ	28年1月～28年12月	—	—	
	なす	27年12月～28年11月	冬春 夏秋	12月～6月 7月～11月	
	トマト	27年12月～28年11月	冬春 夏秋	12月～6月 7月～11月	トマトには、加工用トマト、ミニトマトを含む。
果 菜 類	ピーマン	27年11月～28年10月	冬春 夏秋	11月～5月 6月～10月	ピーマンには、ししとうを含む。
	スイートコーン	28年1月～28年12月	—	—	
	さやいんげん	28年1月～28年12月	—	—	
	さやえんどう	27年9月～28年8月	—	—	
	グリーンピース	27年9月～28年8月	—	—	
	そらまめ	28年1月～28年12月	—	—	
	えだまめ	28年1月～28年12月	—	—	
	しょうが	28年4月～29年3月	—	—	
	いちご	27年10月～28年9月	—	—	
	メロン	28年1月～28年12月	—	—	
	すいか	28年1月～28年12月	—	—	

注：季節区分名欄で「その他」とは、統計処理上品目別に設定した季節区分の主たる収穫・出荷期間以外の月を一括したものである。